

宝塚市市民無料相談会 5月

季節も春から初夏と言つていい5月18日、行政書士会阪神支部による、宝塚市市民無料相談会が行われました。この市民相談会は本年4月より開催を始めたもので、今回が二回めとなるものです。川西市に続き兵庫県行政書士会阪神支部として設置した、二カ所めの月に一度の常設の市民相談です。まだまだ市民の皆様に知られておらず、今回の相談件数は1件でしたが、頑張って参りますのでよろしく御願いいたします。



この市民相談会では、市民の皆様からの遺言・遺産分割協議書の作成・契約の相談を受け付けております。

この相談会では事前予約が基本と成っております。御手数とは思いますが、相談を御希望の方は、行政書士会阪神支部に御連絡頂けますよう御願いいたします。

予約受付

行政書士会阪神支部 **TEL 06-6426-5123**

受付時間 **月曜～金曜 午前10時から午後4時まで**

(ただし、年末年始・お盆休み期・祝祭休日等を除く)

相談会実施につきましては、

宝塚市立勤労市民センター（宝塚市末広町3-78、宝塚市役所の向かい）において毎月第三月曜の午後1時から午後4時までとなりますのでお間違えの無いよう御願いいたします。

次回は6月15日を予定しておりますのでお気軽に御相談下さい。

県下において新型インフルエンザの感染者が急激に増えており、県下の学校関係などが休校となり、催し物が中止になるなど、市民生活に支障が出ているようです。行政書士会阪神支部としましてもこのような社会状況に危惧しております。行政書士は医学的に何かできるわけではありませんが、我々にも何かのお手伝いが可能な状況があるのでとの思いから、通常の運営体制を維持しております。何かございましたら御相談下さい。

なお、最後に成りますがインフルエンザに感染された方々の一日も早い御回復を祈っております。